

# 堂島法律事務所 News Letter

DOJIMA LAW OFFICE

Vol. 54  
2025/11

## 本号の掲載記事

- 入所のご挨拶
- トピック 会社法・M&A 「中小M&A市場改革プラン」の概要
- トピック 競争法「【知っておきたい下請法改正(1)】名称変更と適用対象の拡大」
- 堂島国際部門だより「シンガポールでの出向を終えて(4)～東南アジアでの人脈について～」
- 堂島法律事務所ウェビナーのご案内
- 近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 下村美沙  
弁護士 前野陽平  
弁護士 佐々木 崇人  
弁護士 王 宣麟  
弁護士 大川 治

## 入所のご挨拶

本年9月、堂島法律事務所に入所しました、下村美沙と申します。

この場をお借りして、皆様にご挨拶と自己紹介を申し上げたいと思います。

私は、2020年に弁護士登録をして以来、一般民事系法律事務所及び企業法務系事務所で約4年半にわたり勤務し、近年では、研究機関やベンチャー企業の契約法務や、外国投資家からの対日投資案件を中心に取り扱ってまいりました。

この度、貴重なご縁を得て当事務所に移籍いたしました。まだまだ若輩者でございますが、今後は、これまでの経験を生かしながら、さらに研鑽を重ねて幅広い分野への対応力を身につけ、皆様のお役に立てるように精進してまいります。

本稿では、自己紹介に代えて、私が特に多く取り扱ってまいりました、対内直接投資等に関する「外国為替及び外国貿易法」(以下「外為法」といいます。)上の手続の概要について、ごく簡単にですが、ご紹介させていただきます。

### 1 外為法の概観

#### (1) 外為法の目的

外為法は、「外国為替、外国貿易その他の对外取引が自由

に行われることを基本とし、对外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、对外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています(外為法1条)。

外為法は、对外取引(日本と外国との間の支払や各種取引)に関する規制の中心となる法律であり、对外取引が自由に行われることを基本としつつも、経済上の目的のみでなく、安全保障上の目的からも、様々な規制を設けています。経済法であると同時に、安全保障法でもあることが外為法の大きな特徴です。

#### (2) 外為法の変遷<sup>12</sup>

1949年、外為法の前身のひとつである「外国為替及び外国貿易管理法」が制定されました。同法においては、「国民経済の復興と発展とに寄与すること」が目的とされていました(外国為替及び外国貿易管理法1条)。同法の下、戦後日本の不安定な経済状況の中、外貨を集中管理し、国内産業を再建するため、「对外取引原則禁止」の建前がとられていました。また、1950年には、日本の対内直接投資制度を規律した「外資に関する法律」が制定され、外貨導入に関しては原則として主務大臣の認可を必要とする仕組みとなっていました。



弁護士 下村 美沙

した。

1980年には、「外資に関する法律」は「外国為替及び外貨貿易管理法」に統合され、また、国内外の情勢の変化を汲んで、対外取引を原則自由とする法体系に改められました。1998年には事前の許可・届出制度を原則として廃止する等自由化が進み、法律名から「管理」の文字が削除され、現在の法律名になりました。同時に、安全保障目的の改正も行われ、国際約束を履行するため必要があると認めるときに加えて、国際平和のための国際的な努力に寄与するため特に必要があると認めるときにも経済制裁等の措置を講ずることが可能となりました。

2001年9月の米国における同時多発テロ事件の発生以降は、国際社会においてテロ資金対策が重大な課題となり、2002年には、金融機関等による顧客本人確認を義務化する等の改正が行われました。2004年には、外為法1条に「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」という文言が加えられて安全保障が外為法の目的に含まれることが明確化され<sup>3</sup>、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定により、主務大臣が支払等について許可等を受ける義務を課すことができるようとする等の改正が行われました。2017年の改正では、安全保障の観点から、国に関する投資について、無届や虚偽届出等で対内直接投資等を行った外国投資家に対して株式売却等の命令を行うことができる制度を創設する等、規制強化が図されました。

2019年には、対内直接投資の促進等を目的として、事前届出免除制度が導入され、一部緩和が図されました。

2022年には、支払や資本取引に関する規制の実効性を確保するため、暗号資産に関する取引や電子決済手段に関する取引を資本取引規制の対象とする等の改正が行われました。

2025年4月には、外国政府との契約や外国の法令に基づき外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている投資家等（特定外国投資家）からの投資について、事前届出免除制度の利用を不可とする改正が行われました<sup>4</sup>。最近では、対日外国投資委員会（日本版CFIUS）の創設に関する議論が進められています<sup>5</sup>。

このように、外為法は、その時々の経済情勢や国際情勢を反映して、規制緩和と規制強化を繰り返し、時には両者抱き合せの改正が行われるなどして発展してきました。改正の頻度の高さも、外為法の特徴のひとつであり、これが外為法全体を複雑なものにしています。

## 2 対内直接投資等に関する規制

### (1) 対内直接投資等に関する規制の枠組み

外為法が規制している行為は、①支払等、②資本取引等、③対内直接投資等、④外国貿易の大きく4つの類型に分けられます。本稿では、このうち、③対内直接投資等に関する規制について、以下簡単にご紹介したいと思います。

外為法上、「外国投資家」が「対内直接投資等」を行う場合には、事前届出又は事後報告が必要になる可能性があります。

### (2) 外国投資家とは

外国投資家とは、外為法26条1項各号に列挙される投資家をいいます。例えば、非居住者である個人、外国法人、非居住者である個人又は外国法人により議決権の過半数を保有されている日本法人、非居住者である個人又は外国法人が50%以上出資する又は業務執行組合員の過半数を占める投資組合等が外国投資家に該当します。

### (3) 対内直接投資等とは

対内直接投資等とは、外為法26条2項各号に列挙される行為をいい、多岐にわたる行為が規制対象となっています。

事前届出が行われる案件のうち、現在最も件数が多いのは株式等の取得に関する事前届出であり、次いで件数が多いのが役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止等に関する事前届出となっています<sup>6</sup>。

#### 〈外為法26条2項〉

号	行為の概要 <sup>7</sup>
1号	非上場会社の株式又は持分の取得
2号	以前居住者であった非居住者による非上場会社の株式又は持分の譲渡
3号	上場会社の発行済株式総数の1%以上（外国投資家本人の他、密接関係者分も含みます。）の取得
4号	上場会社の総議決権の1%以上（外国投資家本人の他、密接関係者分も含みます。）の取得
5号	会社の事業目的の実質的な変更その他の会社の経営に重要な影響を与える事項（例：役員への就任や重要事業の譲渡）に関して行う同意
6号	支店等の設置又は支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更
7号	金銭の貸付（期間1年超）
8号	事業の譲受け等
9号	前各号に準ずる行為として政令で定めるもの（対内直接投資等に関する政令（以下「直投令」といいます。）2条16項で規定されます。）

### (4) 事前届出

「外国投資家」が「対内直接投資等」を行おうとする場合であって、次の①～③のいずれかに該当する場合には、原則として、対内直接投資等を行おうとする日より前の6か月以内に事前届出が必要になります（外為法27条1項、直投令3条3項、対内直接投資等に関する命令（以下「直投命令」といいます。）3条7項）。

①「指定業種」に関する投資（直投令3条2項1号、直投命令3条3項、指定業種告示）

②相互主義が確保されていない国・地域からの投資（直投

## 令3条2項2号、直投命令3条5項)

③イラン関係者による特定の業種に関する投資（直投令3条2項3号、直投命令3条6項、イラン届出告示）。

この①～③のうち、実務上最も検討することが多いのは、①の「指定業種」該当性です。「指定業種」とは、「国の安全」、「公の秩序の維持」、「公衆の安全の保護」又は「我が国経済の円滑な運営」（外為法27条3項1号イ、同号ロ）の観点から特に審査を要するとされた業種のことであり、多岐にわたる業種が指定業種告示にて定められています。

「外国投資家」が行う「対内直接投資等」が「指定業種」に関する投資である場合は、上記のとおり、原則として、財務大臣及び事業所管大臣に事前届出を提出しなければなりません。ただし、一定の類型の対内直接投資等については、指定業種に該当する場合であっても、いわゆる手続不要規定（外為法27条1項、直投令3条1項、直投命令3条2項）に該当する場合（例えば、相続や遺贈により株式等を取得した場合、株式分割等により株式等を取得した場合等）には、対内直接投資等に関する事前届出を提出する必要はありません。

また、手続不要規定に該当しない場合であっても、事前届出免除制度を利用できる場合があります。外国投資家（事前審査を行う必要性が高いものとして定められているものを除きます。）は、一定の類型の対内直接投資等にあっては、指定業種に該当する場合であっても、国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるもの以外のものを行おうとする場合には、一定の免除基準（例えば、投資先企業の取締役や監査役に就任しないこと等）を遵守することにより、事前届出が免除されます（外為法27条の2第1項）。事前届出が免除された場合、原則として、事後報告を行うことになります（外為法55条の5）。

手続不要規定にも該当せず、事前届出免除制度の利用もできない場合には、事前届出を提出しなければならず、事前届出を出した後は、関係省庁による審査を通過するまでの間、届け出た対内直接投資等を実行することは禁止されることになり（外為法27条2項）、審査を通過して実際に対内直接投資等を行った後は、いわゆる実行報告を提出しなければなりません（外為法55条の8、直投令6条の5、直投命令7条）。

## （5）事後報告

「外国投資家」が「対内直接投資等」を行う場合であって、事前届出の対象となる上記(4)①～③に該当しない場合や、事前届出免除制度を利用した場合は、事前届出は必要ありませんが、原則として、事後報告が必要になります（外為法55条の5、直投令6条の3、直投命令6条の2）。

ただし、手続不要規定（外為法27条1項、直投令3条1項、直投命令3条2項）に該当する場合には、対内直接投資等に関する事後報告を提出する必要はありません。

## （6）無届等の場合

外為法では、事前届出義務違反や事後報告・実行報告義務違反がある場合について、刑事罰が定められています（外為法70条1項22号、同法71条6号、同条9号）。また、措置命令（外為法29条）等の対象となる場合もあります。

ただし、実務上は、非常に悪質な事案であれば別段ですが、そうでない場合は、いきなり措置命令や罰則を科されることはあまり想定されません<sup>8</sup>。

無届等が判明した場合は、まずは速やかに、事案調査票を提出することが求められています<sup>9</sup>。財務省及び事業所管省庁による必要な措置の決定にあたっては、違反行為が意図的に行われたものかどうか、違反が発覚した経緯（自主的な申告か、当局による指摘か）、違反行為を認識した後当局に直ちに申告したか、違反行為の隠蔽行為がなかったか、反復・継続して違反行為が行われたかなどの違反行為の情状も考慮され、悪質と認める場合は厳しい措置を講ずることとされていますので、手続違反があった場合は、自主的に事案調査票を提出することが望ましいと思われます。

## 3 実務上の留意点

### （1）法令の内容が複雑であること

前述のとおり、外為法は、経済的目的のみならず、安全保障も目的としており、年々安全保障に重点が置かれるようになっています。そのため、刻々と変化する国内外の政治情勢・経済情勢の影響を受けて、法令の内容が頻繁に変更されるという特徴を持っています。このことにより、今日に至っては、外為法は、高度に複雑化し、難解な法制度になってしまっていると言わざるを得ません。

それゆえ、外為法に基づく手続を検討する場合には、綿密な法令調査が欠かせません。

### （2）指定業種該当性の判断が容易ではないこと

対内直接投資等に関する外為法上の手続の要否や種類を検討するにあたって、指定業種に該当するかどうかは大きな分岐点のひとつです。しかし、指定業種は、非常に広範な業種が含まれる上、それぞれの業種の具体的な定義は必ずしも明確ではありません。指定業種告示の別表1から別表3は、その業種名については、総務省が公表している日本標準産業分類の分類表に則っていますが、その定義については、日本標準産業分類の説明や内容例示は、あくまで参考となるにすぎず、外為法の趣旨を踏まえて解釈・運用されるものになります<sup>10</sup>。

### （3）関係省庁との調整

上記のとおり、外為法が高度に複雑化し、指定業種該当性の判断においてすら判断基準が明確とは言い難い中で、国際情勢の変化が、外為法の法文を変更させるまではいかなくとも、関係省庁による法令の解釈・運用のレベルで影響を与

え、審査の厳格性等が変化することがあります。

そのため、外為法に基づく手続の要否や種類を検討するに際しては、事前に関係省庁にある程度の確認をとり、調整しておくことが必要になります。

関係省庁との事前調整を行うことで、事前届出や事後報告を提出すべきかどうかの見通しがつきやすくなりますし、また、実際に事前届出を提出した後の審査がスムーズになり、審査期間が短縮される可能性があります。

#### (4) 投資先企業に関する調査

外為法に基づく手続の要否や種類を検討するにあたっては、法令の構造を正確に理解し、検討時点での法令の解釈・運用を把握するとともに、投資先企業やその子会社等に関する情報（事業の内容や実施状況、外資比率等）を収集・精査することが必要になります。

登記情報やHP等による公開情報のほか、場合によっては、投資先企業に対して、書面や口頭にてインタビューを行い、詳細な情報を収集することが必要になります。

### 4 さいごに

外為法違反の効果は、刑事罰も含む重大なものになる可能性があるため、対内直接投資等に関する手続を適法に行うことは、手続主体である外国投資家側にとって非常に重要です。対内直接投資等に関する外為法上の手続の検討にあたっては、上記のような留意点を踏まえ、関係省庁との調整や投資先企業に関する調査を行う必要があります。

他方、投資を受ける側の日本企業にとっても、外国投資家が手続をクリアできなければ適法に投資を受けることができないことになりますので、その影響は大きいものと思われます。外国投資家や関係省庁から調査に応じるよう求められた場合に、どのように対応すればよいか迷われることもあるのではないかでしょうか。

外国投資家に該当する場合はもちろん、外国投資家から投資を受けるという場合にも、何かお困りごとがございましたら、お早めに弁護士にご相談いただくことをおすすめいたします。

以上、おおまかなご説明になりますが、ご参考にしていただければ幸いです。

今後は、これまでの実務経験を生かし、皆様のお役に立てればと存じます。

これからどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(注)

1 財務省「外為法・投資審査制度アニュアルレポート年次報告書（2024年度）」2頁、4頁参照。

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/press\\_release/annual\\_report2024.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/annual_report2024.pdf)

2 財務省HP「外為法の目的と変遷」参照。

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/hensen.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/hensen.html)

3 貞嘉徳・高田翔行著『経済安全保障×投資規制・貿易管理 外為法Q&A』（中央経済社、2023年）3頁。

4 財務省・前掲注1・11頁参照。

5 日本経済新聞HP「片山財務相「外為法の改正検討」対日投資の事前審査を強化」（2025年11月14日の記事）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA147KT0U5A111C200000/?msockid=0d2d14a79b7165593eb302fd9a35641f>

6 財務省・前掲注1・24頁参照。

7 財務省・前掲注1・5頁参照。

8 大川信太郎著『外為法に基づく投資管理－重要土地等調査法・FIRMAも踏まえた理論と実務』（中央経済社、2022年）252頁参照。

9 財務省HP「無届等が判明した場合について」

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/fdi/monitoring\\_2.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/monitoring_2.html)

10 大川・前掲注8・151頁参照。

## 「中小M&A市場改革プラン」の概要



弁護士 前野 陽平

### 1 はじめに

中小企業庁は、2025年4月に「中小M&A市場の改革に向けた検討会」を設置し、3回にわたり中小M&A市場の改革を図るための検討を行ってきたところ、同年8月、各関係者が実施すべき取組とそれらを促進する施策等について、「中小M&A市場改革プラン」（以下「本プラン」といいます。）として取りまとめました<sup>1</sup>。本稿では、中小企業庁への出向経験（2020年11月～2022年10月）も踏まえ、本プランの概要をご紹介するとともに、若干のコメントをしたいと思います。

### 2 本プランの概要

本プランでは、中小M&Aの意義、中小M&Aに係るこれまでの取組、現時点における中小M&Aや事業承継に係る状況等が整理されていますが、これらは特に目新しいものではありません。本プランにおいて注目すべきは、中小M&Aに関する今後の施策の方向性として、中小M&Aのプレイヤーごとに、①M&Aの譲り渡し側に係る施策、②中小M&A市場に係る施策、③M&Aの譲り受け側に係る施策が取りまとめられた点です。以下、これらの施策の概要をご紹介するとともに、主にM&A支援機関の観点から、若干のコメントをします。

### 3 M&Aの譲り渡し側に係る施策

#### (1) 課題

事業の譲渡（M&A）を積極的に検討しない中小企業に対するアンケート調査によれば、大きく、「M&A後の事業等への不安感」、「売却・譲渡できると思っていない・分かっていない」、「M&A実行時の課題」の3つに集約されるため、これらの課題にそれぞれアプローチすることが重要と考えられる。

#### (2) 具体的な施策

上記の課題を踏まえ、以下の施策を講じる。

##### ① 支援機関による事業承継ニーズの掘り起こし強化

商工会、商工会議所、地域金融機関等の支援機関が事業承継ニーズを有効に掘り起こし、事業承継・引継ぎ支援センターの支援につなげられるような仕組みづくりを行うことで事業承継ニーズの掘り起こしの強化を図る。

##### ② M&Aへの不安解消のための広報強化・シンポジウムの実施（M&Aキャラバン）

中小企業庁はこれまで各種広報を実施しているが、引き続き中小企業庁等の公的な関与の下でメディア等を活用した周知広報や各地でのシンポジウムの実施等によってさらに機運を醸成していく。

##### ③ M&Aに対する不安を軽減するスキームの検討・普及

「中小M&Aガイドライン」<sup>2</sup>に掲載されている最終契約の雛形を改訂する（経営者保証の解除又は譲り受け側への移行に関する契約違反の場合において譲り渡し側の意思で買戻しを可能とする条項の新設等）

##### ④ M&A時の経営者保証解除又は譲り受け側への移行に関する実務慣行の定着

中小M&Aガイドラインの第3版改訂においては、M&A成立前にM&A支援機関から譲り渡し側に経営者保証の提供先の金融機関等への相談について説明すること等を求めたところである。また、金融機関に対しては2024年8月の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改訂によって、金融庁よりM&A成立前も含めて金融機関が融資先からM&Aの実施に伴う経営者保証の解除等について相談を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に沿った適切な対応を実施するよう求められているところである。M&A支援機関及び金融機関において、これらのガイドライン及び監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう取り組むべきである。

##### ⑤ M&A検討前の財務状況の精査に係る支援

ローカルベンチマーク<sup>3</sup>等のツール活用も検討しつつ、公認会計士や税理士等の士業等専門家等による譲り渡し側の財務状況や事業の特徴の精査の実施を促進する。

##### ⑥ 中小M&A市場における取引相場の醸成

「M&A支援機関登録制度」において登録機関に対し求めている中小M&Aの取引データを基に財務状況や業種ごとの譲渡対価の相場を把握するツールを公表することで、非上場株式を扱う中小M&A市場における相場観を醸成する。

#### (3) 若干のコメント

M&A支援機関にとって、上記④が特に重要と考えられます。すなわち、上記のとおり、「中小M&Aガイドライン」の第3版改訂においては、M&A成立前にM&A支援機関から譲り渡し側に経営者保証の提供先の金融機関等への相談について説明することが求められたところですが、本プランにおいて、

中小M&Aガイドラインの趣旨に沿った対応が徹底されるよう取り組むことがあらためて要求されています。本プランや中小M&AガイドラインはM&A支援機関の法的な権利義務を直接的に規律するものではないものの、これらが遵守されるべきことは言うまでもありませんし、場合によってはM&A支援機関の債務不履行責任や不法行為責任の有無の判断にあたって本プランや中小M&Aガイドラインの内容が斟酌されることもあり得ると考えられます。

## 4 中小M&A市場に係る施策

### (1) 課題

M&A支援機関が増加する中で、その支援の質が十分とはいえない場合があるという声が聞かれるようになっており、質の高いM&A支援機関が選ばれる競争環境を整備していくことが重要である。また、M&A支援機関は都市部への集中が顕著であり、質の向上に加えてプレイヤーのすそ野を地方にも広げていく必要がある。

### (2) 具体的な施策

上記の課題を踏まえ、以下の施策を講じる。

#### ① M&A支援機関の業務の内容・質の開示強化

「M&A支援機関登録制度」<sup>4</sup>について、業務の内容の詳細や成約実績等の業務の質に関する情報について登録支援機関ごとに開示するとともに、複数の登録支援機関間で比較可能性が高まる形で参照できるように改修を行う。

#### ② 公正な競争を喚起する仲介・FA手数料のあり方に関する検討

現行の仲介・FA手数料の設定状況やその根拠・考え方について詳細な分析を行いつつ、たとえば、譲渡価額が同一である場合における手数料を引いた受取額を異なるM&A支援機関に依頼した場合ごとに比較できるように可視化する等、M&A支援機関の間での手数料の比較可能性を高め、公正な競争を喚起するような仲介・FA手数料の在り方に関する検討を深める。

#### ③ M&Aアドバイザーカー個人の知識・スキルに係る資格制度の創設

M&Aの支援においてはアドバイザーカー個人の知識・能力や倫理観の高さがM&Aの成否に大きく影響することを踏まえると、組織レベルでの規律浸透と両輪でアドバイザーカー個人レベルでの質の担保・向上を図っていく必要がある。そこで、中小M&Aアドバイザーカー（仲介者・FA）向けの資格制度を検討すべきであり、まずは、中小M&Aアドバイザーカーとして役務を提供するにあたって最低限備えるべきと考えられる水準を問うための資格制度を検討し、将来的にはより高度な知識や豊富な実務経験を持つ中小M&Aアドバイザーカー向けの試験等を設けることを検討する。そのうえで、当該試験への合格、支援を行ふにあたって遵守が求められる倫理規定の遵守、定期的な講習の受講等を要件とした中小M&Aアドバイザーカー登録制度を

創設すべきである。

#### ④ 地域の支援機関等育成を見据えた事業承継・引継ぎ支援センターの強化・深化

事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化を図ることで、小規模又は地域におけるM&A支援の受け皿としていく。

### (3) 若干のコメント

M&A支援機関にとって、上記③が特に重要と考えられます。私自身も、悪質なM&A仲介業者によって譲り渡し側が多大な損害を被った案件を複数取り扱ったことがありますので、上記③の内容には大いに賛成です。本プランを読む限り、M&Aの仲介等に関する法律（いわば宅地建物取引業法のM&A版のような法律）を制定することまでは想定されていないようですが、もしかすると将来的にそのような法律が制定される可能性もあるかもしれません。この点、法律のようなハードローで強く規制し過ぎると、かえって中小M&A市場が衰退してしまう可能性がありますので、個人的には、上記③のようなソフトローによる規制が適切だと考えます。

## 5 M&Aの譲り受け側に係る施策

### (1) 課題

M&Aを戦略的に実施し、成長を実現する優良な譲り受け側へのM&Aを促進するための支援を講じていく必要がある。

### (2) 課題を踏まえた措置

#### ① 複数回のM&A（グループ化）の推進

複数回のM&Aを行っている企業（譲り受け側）は、M&Aを実施していない企業や1回のみM&Aを実施している企業と比較して、売上、利益、労働生産性、成長の指標（修正ROIC）が上回っており、高い成長と生産性向上を達成している傾向がみられる。そこで、複数回のM&Aを実施する譲り受け側への支援、具体的には、「中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）」や日本政策金融公庫による「事業承継・集約・活性化資金」の利用を一層促進する。

#### ② 小規模案件や個人による承継を支援するファンドへの支援強化

小規模案件をカバーする事業承継ファンドや従業員や外部のサーチャーが代表として就任するMBOファンド・サーチファンドへの支援を強化する。

#### ③ PMIへの支援

M&Aにおける成長を実現するためには、買収前後のPMI(Post Merger Integration)は重要な取組である。これまでも、中小PMIガイドライン<sup>5</sup>やPMI実践ツール<sup>6</sup>によりPMIの普及を図ってきたところであるが、引き続きその重要性の浸透を図る。具体的には、事業承継・M&A補助金において創設することとしている「PMI推進枠」による推進等の取組を実施する。

#### ④ 支援機関による優良な譲り受け側の掘り起こし推進

優良な譲り受け側になりうる優良企業とのリレーションが

ある地域金融機関やその他のM&A支援機関が当該企業におけるM&A戦略の策定等を支援することで、買いニーズを掘り起こすといった取組を促進するとともに、譲り受け側からの発意によるM&Aも含めて推進する

## 6 まとめ

以上のとおり、本プランは、譲り渡し側、M&A支援機関、譲り受け側のいずれにとっても重要な内容が示されています。今後、中小企業庁においては、本プランに記載された上記各施策を念頭に中小M&Aの普及・促進を図っていく方針であるため、引き続き今後の動向に注視する必要があります。

(注)

- 1 [「中小M&A市場改革プラン」を公表します（METI/経済産業省）](#)
- 2 [中小M&Aガイドライン | 中小企業庁](#)
- 3 [ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）（METI/経済産業省）](#)
- 4 [M&A支援機関登録制度](#)
- 5 [https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi\\_guideline.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi_guideline.pdf)
- 6 [中小企業のPMIを促進する、実践ツール・活用ガイドブック・事例集を公表します！（METI/経済産業省）](#)

## トピック 競争法

### 【知っておきたい下請法改正（1）】名称変更と適用対象の拡大



弁護士 佐々木 崇人

#### 1 下請法から取適法へ

[News Letter Vol.51](#)で取り上げたとおり、2025年5月16日に成立した改正下請代金支払遅延等防止法が、いよいよ2026年1月1日に施行されます。

また、関連する規則や運用指針<sup>1</sup>についても、パブリックコメントを経て、2025年10月1日に公表されており、改正法と同じタイミングで施行されます。

改正法により、下請法は、その名称を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：「中小受託取引適正化法、通称：取適法」）に改め、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」と改めます。

また、いわゆる従業員基準の導入や、荷主と元請運送事業者の運送取引（特定運送委託）の対象取引への追加によって適用対象を広げるとともに、受注側からの価格交渉要請に対する不当な協議拒否等を禁じたり、現金化を困難にする手形等による支払いを制限したりすることで、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向けた取引環境の整備を目指すとされています。

下請法にいう3条書面・5条書類が、取適法では4条明示・7条記録に代わる等、実務上留意すべき点が多数ありますので、本稿では主に適用対象の拡大について、次号では禁止行為の追加について取り上げる予定です。改正法がもたらす企業活動への影響についてのご理解の一助となりましたら幸いです。

#### 2 適用対象の拡大

##### （1）従業員基準の追加

###### ① 改正の趣旨・概要

今回の改正における最も影響が大きい変更の一つが、法の適用を受ける事業者の範囲を定める「従業員基準」の追加です。

従来、親事業者（委託事業者）該当性は資本金の額のみで判断されてきましたが、実質的な事業規模は大きいものの、資本金が少額である事業者や、減資によって法の適用を逃れる事業者が存在するという問題点が指摘されていました。また、発注者が法の適用を避けるために受注者に増資を求める、という不当な行為を誘発する懸念もありました。

「従業員基準」の追加は、こうした構造的な抜け穴を塞ぎ、「資本金は小さくとも従業員が多い」という事業者を、規制対象として捕捉するための改正です。

具体的には、資本金基準を満たさなくても、製造委託等に関する取引では従業員300人、役務提供委託等に関する取引では従業員100人を超える事業者が、これを下回る事業者と取引をする場合にも、当該事業者は委託事業者（旧法にいう親事業者）として、法の適用の対象となることとなりました（取適法2条8項5号6号）。

###### ② 実務上の留意点

取適法は、「常時使用する従業員の数」の判断を、「個々の製造委託等をした時点」における「常時使用する従業員の数」によって、行うこととしています<sup>2</sup>。そして、「常時使用する従業員の数」の判断は、事業者の賃金台帳の調製対象となる

労働者の数によることとしています<sup>3</sup>。

適用対象となる基準時について、従前は、契約時と行為時を考えられていましたが、規則に係るパブリックコメントの意見と考え方においては、契約時を基準とする旨の記載があります。適用対象となる基準時は、継続的な基本契約の締結時とそれに基づく個別契約の締結時を考えられます。いずれによるべきかは、取適法を素直に解釈すれば、継続的な基本契約が存在し、その締結時には該当しなくても、個々の発注（個別契約）の都度、取引先の従業員数を確認し、その情報を基に法適用の有無を判断する作業が必要となります。特に多数の取引先を持つ大企業にとって、コストアップと取引の停滞を招くおそれが指摘されています。また、資本金は、登記によって公知であるのに対し、賃金台帳は、対外的に公表されていないことから、誤認するリスクも想定されるところです。

しかし、公正取引委員会は、委託事業者に対して、たとえ継続的な取引であっても、個別取引の都度、賃金台帳の調製対象となる従業員数を把握することを求めています。ただし、賃金台帳自体の閲覧や、写しの取得までは必要ではなく、記録に残る方法により、受託先から回答を得ることで足り、受託先からの回答が誤っていた場合であっても、直ちに勧告の対象とはならないと考えています。

実務上は、書面または電子メール等の電磁的な方法による確認や、既存の書面に組み込む方法による確認（公正取引委員会は、発注時の見積依頼書に、「従業員数が300人を超える場合は、以下のボックスにチェックを入れて御返送ください」と記載したり、見積書の備考欄に「従業員数は300人を超えていない」等の記載をしてもらったりする方法を、例示しています<sup>4</sup>。）を行うことにより、発注の都度従業員数を確認し、その証跡を確実に保存するといった対応を取ることが不可欠です。

## （2）運送委託の対象取引への追加

### ① 改正の趣旨・概要

取適法は、適用対象取引として「特定運送委託」を加えました。本改正により、物品の運送の再委託のみならず、いわゆる物流特殊指定<sup>5</sup>が適用されるに過ぎなかった、発荷主から運送事業者への委託に対しても、取適法が適用されることとなります。

物流業界では、燃料費や人件費の高騰といった外部環境の変化にもかかわらず、運賃が据え置かれたり、また、運送に付随する荷待ち時間や荷役作業が無償で提供させられたりするなどの、中小運送事業者にとっての経済的な不利益が常態化していた状況が存在します。本改正により運送委託を対象取引へ追加することで、こうした物流業界の構造的課題の是正をめざすものといえます。

「特定運送委託」とは、物品の販売・製造・修理・情報成果物作成を行う荷主が、その目的物の運送を運送事業者に委

託する取引をいいます。具体的には、家具小売業者が、販売した家具を顧客に引き渡す際に、その運送を他の運送事業者に委託する場合や、自動車修理業者が、修理を完了させた自動車を顧客に引き渡す際に、その運送を他の運送事業者に委託する場合、建築設計業者が、作成を請け負った建築模型を顧客に引き渡す際に、その運送を他の運送事業者に委託する場合など、が該当します。

その対象となる目的物は、販売等の取引目的物品ですが、これには幅広い物品が含まれ、顧客に交付する必要のある取引約款や目論見書といった単なる取引関係書類のみの運送などごく例外的な場合を除き、適用対象となります<sup>6</sup>。また、運送を委託する事業者が発荷主となり、子会社や兄弟会社といったグループ会社を運送の相手方（着荷主）として指定する場合であっても、特定運送委託に該当し、本規定が適用されます。

### ② 実務上の留意点

今回の改正に伴って、これまで実務上慣行として行われてきた運送に付随する役務や、コスト負担に関する行為について、改めて見直すことが必要です。

#### ア 荷積み、荷下ろし、倉庫内作業

委託事業者が中小受託事業者に対し、運送の役務に加えて、無償で、荷積み、荷下ろし、倉庫内作業といった附帯業務など、運送以外の役務を提供させることは、不当な経済上の利益の提供要請として禁止されます（取適法5条2項2号）。

なお、「運送」と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等は、委託事業者から特別の指示を受けて行うものを除いて、通常は「運送」に含まれ、「運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務」には該当しないと考えられています<sup>7</sup>。

#### イ 荷待ち

長時間の荷待ちについては、委託事業者が、中小受託事業者が本来指定された時刻、場所に到着したにもかかわらず、自社の都合で待機をさせ、その待機に必要な費用を負担しない場合、不当な給付内容の変更に該当するおそれがあります（取適法5条2項3号）。荷待ちが発生する原因が、委託事業者ではなく、取引先（着荷主）の都合に起因するものであっても、その結果として委託事業者が中小受託事業者の給付内容を変更させ、利益を不当に害した場合は、本法上問題となり得ます<sup>8</sup>。

#### ウ 関税・消費税の立替払い要請

特定運送委託、特に輸入通関業務に附帯して発生する関税・消費税の立替払い要請は、実務上の慣行として行われることが多い領域ですが、委託事業者が、立替払いを行うための条件を事前に明確にせず、または、中小受託事業者が負う資金負担（金利負担、資金繰りの悪化リスク等）を上回る直接の利益がないにもかかわらず、立替えを要求することは、不当な経済上の利益の提供要請として問題となり得ます（取適法

5条2項2号)したがって、たとえ契約書で立替払いと事後の償還について規定していたとしても、立替えに伴う中小受託事業者の負担が不当に大きいと判断される場合や、立替えの条件が一義的に不明確である場合は、本法の禁止行為に抵触するリスクを免れることはできません。実務においては、立替払いが必要な場合はその必要性、立替期間、および立替に伴う金利負担等の対価について、中小受託事業者と十分に協議し、合意に至ることが、法違反リスクを回避するために不可欠です。

(注)

- 1 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（以下「運用基準」）
- 2 「常時」ですので、1か月を超えて引き続き使用される者以外の「日々雇い入れられる者」は対象外とされています（運用基準第2の2(2)）
- 3 運用基準第2の2(2)
- 4 （令和7年10月1日）「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」等の整備について・別紙2「意見の概要及びそれに対する考え方」（以下「考え方」）No.14
- 5 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成十六年三月八日公正取引委員会告示第一号）
- 6 例え、販売に付随して顧客へ提供される粗品や景品といった物品についても、それが有償の商品の一部として提供されている限り、本法のいう「目的物たる物品」に含まれる

と解されます（前掲「考え方」）。

7 前掲「考え方」No.94

8 前掲「考え方」No.152

## 書籍のご紹介

当事務所の中井康之弁護士の古稀を記念した論文集が商事法務より刊行されました。

数多くの倒産・事業再生事件に関与し、また、債権法改正で実務家の立場で貢献した中井弁護士に第一線の研究者と実務家が『事業再生』『民事実務』の経験と知見を問う座談会パートと、中井弁護士と所縁の深い実務家・研究者による25本の論稿・コラムを収録し、読み応えのある一冊となっています。

「中井康之弁護士古稀記念論文集

切り拓く、創る～実践の道程」

道垣内弘人・山本敬三・山本和彦・印藤弘二・藤本利一・

大川治編（商事法務）

A5判上製／624頁

ISBN:978-4-7857-3172-4

定価：8,250円（本体7,500円+税）



事業再生の進展と民事実務の形成に大きな寄与

事業再生や倒産処理の分野において主導的な役割を担うとともに、都市環境問題にも先駆的に取り組み、さらには法制審議会民事部会の委員として民法（債権法）改正にも貢献してきた中井康之弁護士の古稀をお祝いする論文集。事業再生実務の進展と民事実務の形成の2部構成で、優れた論考と座談会を収録した。

商事法務

## シンガポールでの出向を終えて(4)～東南アジアでの人脈について～



弁護士 王 宣麟

### 1 はじめに

「弁護士は人と会ってなんぼや」という文章とともに、中国留学を締めくくるレポートを皆様にお届けしてからはや1年が経過しました（詳細は[こちら](#)）。私自身、この3年間は、中国各都市や東南アジア諸国での移動を頻繁にしていたこともあり、日本を出発してから本帰国するまで、感覚的にはずっと「出張」状態でした。シンガポールを離れる際、自分が現地に根を張って活動をしていた分、寂しさもありましたが、こうして自分が生まれ育った日本に戻ってきて、ようやくホッと一息つくことができたように思います。日本の弊オフィスに復帰してからは、早速有難いことに世界各国から日本向けのコーポレート業務や日本企業の海外業務に関するご相談もいただいており、海外経験がある弁護士のニーズが高いことを確信いたしました。

さて、毎月のニュースレターを通じて、約1年間にわたるシンガポールでの出向生活やその周辺の大まかな状況を概ね皆様にお伝えできたのではないかと思いますが、シンガポール編も今月号で最後となりました。最後の締めくくりに、私が開拓した東南アジアでの人脈についてお伝えできればと思います。



（写真左は私のシンガポールお気に入りチルスポット「East Coast Park」で撮影、写真右はシンガポール若手弁護士会の先生方に開催していただいた送別会で撮影）

### 2 東南アジアにおける法務支援体制の重要性

過去のニュースレター（中国編）において、中国での「人脈」、すなわち「关系」（グワンシー）が、あらゆる社会の物事に強い影響を与えることをご説明しました。中国現地でビジネスを進める上で、人脉作りが欠かせないのはそのためです。では、東南アジア諸国においてはどうでしょうか。結論から申し上げると、東南アジアでも特に国家間を跨ぐ「人

脈」が極めて重要であると考えます。

そもそも日系企業が東南アジアに進出する際に、シンガポールが第1候補に挙がるのは、①キャピタルゲインや子会社からの配当が原則非課税、②法人税（17%）が他国に比べて低い、様々な税金優遇策がある、③地理的な優位性から物流のハブになっている、④多文化が共存し、公用語の一つが英語であるため、日本人にとっても生活がしやすく治安が良い等の理由が挙げられます。こうした利点があるため、多くの日系企業（特に製造業）は、まず管理本部をシンガポールに設置し、そこから、タイやベトナム、インドネシア等に生産・販売拠点を作ります。その場合、周辺国の、たとえばタイやベトナムには事業部が置かれますが、社内に専属の法務担当者や部門が置かれることが少ないと、複雑な法務案件があれば、シンガポールもしくは日本本社の法務部でカバーしていくことになります。

しかし、子会社の所在地がシンガポールやマレーシアであるならまだしも、タイ、ベトナム、インドネシアでは現地語でしか法律が公布されていません。そのため、政府または現地法律事務所が英語に訳したものを利用することになりますが、必要な英訳が全て揃っているわけではないので、自身で原文にあたることができないという問題に直面します。他に、日本企業が海外進出する際のハードル、たとえばマレーシアだと「ブミプトラ政策」<sup>1</sup>といった独特的な政策、インドネシアの食品・外食業界だと「ハラル認証」<sup>2</sup>といった条件が設けられており、日系企業がこれらをクリアするためのスキーム作りをしなければならない場面もあります。

海外ではこうした様々な問題にぶつかることが多いので、遠隔で東南アジア各地の法務をカバーするのは容易なことはありません。だからこそ、いかにして現地専門家の協力を得られるかにより、案件処理のスムーズさが変わってくるのです。東南アジアになると、多くの国では日本の弁護士法のような厳しい規制が敷かれておらず、法律資格のないコンサル会社であっても法的な助言をしたり、契約書をレビューする光景もよく見られます。そのため、コストの関係で法律事務所よりコンサル会社を起用する、という日系企業も実態として多くあるようです。ただ、単純な業務であるならまだしも、専門知識が問われる複雑な案件を依頼した後、様々な欠陥や問題が発覚し、結局、法律事務所に駆け込む、といった

ケースも散見されます。たとえば、契約書の重要条項の見落とし、現地法規制との不整合、紛争時の証拠能力の欠如などが典型例です。

数十年も現地すでに子会社を設置しているという状態であればすでに「誰に頼るべきか」というのを理解しているので問題はなさそうですが、新たに進出したばかりという状況だと誰を信じたら良いのかわからず、この点が日系企業にとっても悩ましい問題となっています。この課題に対し、信頼できる現地専門家ネットワークを提供することで、クライアント企業の皆様の法務リスクを大幅に軽減できると考えました。

### 3 人脈開拓の成果

こうした理由から、出向先の協業パートナーである弁護士に限らず、自ら現地オフィスの門をたたき、現地での信頼できる専門家人脈を地道に開拓していました。数えてみたところ、約1年で、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシアの5か国において、合計92の法律事務所と協業・交流することができました。私は、海外の現地で出会った専門家については得意分野や対応言語、事務所の規模感等を一覧のデータベースにまとめているのですが、これにより、クライアントの多様なニーズに即座に対応できる体制を構築できたと考えています。以下、紙面の都合もあり全てをご紹介できないのですが、せっかくの機会なので、私が現地で構築したネットワークの一部を、記念写真とともにご紹介できればと思います。

#### (1) シンガポール



(左上:ADVOX LAW LLCの代表Shankar Renganathan先生等、右上:VANILLA LAW LLCのOng Boon Chong先生、ジャパンデスク代表坂巻智香先生、左下:CHOOI JING YEN LLCの代表弁護士Chooi Jing Yen先生等)

#### (2) タイ



(左上:LOUIS AND PARTNERSの代表Lapatikarn Supaporn先生等、右上:KUDUN AND PARTNERSのジャパンデスク代表ラウス恵美先生、左下:TAHOTA LAWFIRMのBill Huang先生)

#### (3) インドネシア



(左上:TAMBA & KUMARA LAW OFFICESの代表Kumara Narada先生等、右上:ARMAND YAPSUNTO MUHARAMSYAH AND PARTNERSのRichard Yapsunto先生等、左下:PRO ALLIANCEの代表Bama Djokonugroho先生等)

#### (4) マレーシア



(左上：LEE HISHAMMUDIN ALLEN&GLEDHILL の紛争解決チーム Chiew Ean Vooi 先生等、右上：SHEARN DELAMORE & CO. のコーポレートチーム Tan Choi Chuan 先生等、左下：RAHMAT LIM & PARTNERS のコーポレートチーム Wan Kai Chee 先生等)

#### (5) ベトナム



(左上：TILLEKE & GIBBINS ベトナムオフィスの代表 Michelle Ray-Jones 先生等、右上：YKVN ホーチミンオフィスのカウンセル Kriksen Pillay 先生、左下：DUANE MORRIS LLP のベトナムオフィス代表 Nguyen Thi Lang 先生)

これらのネットワークは、多くの現地専門家の皆様との出会いとご協力があってこそ実現したものです。今後も、この信頼関係を基盤として、クライアントの皆様の東南アジアビジネスを法務面から力強くサポートしていきたいと考えています。

#### 4 地域に根ざした活動の重要性

私は海外にいる間の時間については、日本帰国が決まっていた関係もあり、誰よりも現地での滞在時間を大切にしよう

と心がけていました。「どうせ1年で帰ってしまう人」ではなく、「これからも付き合っていける人」になりたい、そう思って限られた時間の中でフルワーク軽く様々なコミュニティに顔を出していました。地域に根差した活動をすることで、多くの人の記憶に印象を残すことができ、それがゆくゆくは活きた人脉に変わると確信していました。だからこそ、平日・週末を問わず積極的に現地のネットワーキングイベントに参加し、お誘いいただいた懇親会・交流会には全て足を運ぶようにしていました。こうした活動を通じて、多くのローカル企業や日系企業の方々から様々な法務相談をいただく機会が増え、現地ならではのニーズに応えることができました。「タイで日本語対応可能な知財専門弁護士を紹介してほしい」、「ベトナムで日本語対応できるM&A弁護士を探している」、「インドネシアで現地弁護士と協力しながら債権回収をしてほしい」といったクロスボーダー案件特有のご相談も多くいただき、人と人をつなぐ「ハブ」としての役割を果たすこともできたのではないかと思います。報酬の有無にかかわらず、必要な専門家を適切にご紹介することで、多くの方々のビジネス課題解決を実現してきました。この確かな実績が、弁護士としての私の揺るぎない自信に繋がっています。

#### 5 最後に

こうした幅広いネットワークを通じて、日々多くのクロスボーダー案件や外資企業による日本向け投資等のご相談をいただいております。東南アジア各国の法制度は、ニュースレターで4回にわたりご紹介してきたとおり、言語、宗教、政治体制、歴史的背景が異なり、極めて多様です。この複雑性に対応するには、教科書的な知識だけでは不十分であり、現地の実務を熟知した専門家との信頼関係が不可欠です。「弁護士は人と会ってなんばや」という信念のもと築き上げた現地専門家とのネットワークこそが、私がクライアントの皆様に提供できる最大の価値であると確信しております。東南アジアでの事業展開や英語・中国語が必要なクロスボーダー案件でお困りの際は、ぜひお気軽にご相談ください。本連載は一旦完結となりますが、今後も本ニュースレターを通じて、世界各国の最新情報や実務的な知見を発信してまいります。引き続きご愛読を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。

(注)

1 「ブミプトラ政策」は、マレーシアでマレー系住民や先住民族（ブミプトラ）の経済的地位向上を目的として1971年から導入された優遇政策です。この政策により、日系企業は現地法人設立や出資比率の面でブミプトラ資本や役員の確保が求められるため、経営や意思決定の自由度が制限される場合があります。この規制は、進出時の内部調整や追加コスト、パートナー選定での障壁となることが多いです。

2 「ハラル認証」は、イスラム法に基づき「許される」食品や製品・サービスであることを第三者機関（例えはマレーシ

アでは JAKIM) が審査し証明する制度です。同認証は、日系企業が現地のイスラム市場へ参入・販売拡大するために取得がほぼ必須となる一方、認証取得や維持にかかるコスト・手続き負担、原材料や製造過程の厳格な管理が大きな課題となっています。

## 堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気楽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

### 第25回「個人情報保護法～おさらいとポイント」

講師：弁護士 野村 祥子

開催日時：2025年12月17日（水）15時00分～15時30分

個人情報保護法は、2003年に制定され、以後3度の改正を経ています。「個人情報」と「個人データ」の違い、「要配慮個人情報」とは何か、加工すれば個人情報は使って良い？など、法律上のルールをざっと振り返り、事業者がおさえておくべきポイントについて解説します。



[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_q-26id9rQD64TZbFSw61Tg](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_q-26id9rQD64TZbFSw61Tg)

# 近時の実務話題 & 裁判例レビュー



弁護士 大川 治

## 金融庁、「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」（令和7年度第1回）

本年6月30日公表の「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025<sup>1</sup>」を踏まえて、CGコード改訂にかかる有識者会議の令和7年度第1回が開催されました<sup>2</sup>。

金融庁作成の事務局説明資料<sup>3</sup>では、検討の方向性として、コード全体については「コードのスリム化／プリンシップ化」、個別項目については、「多様な投資機会があることを認識することの重要性、現状の資源配分が適切かを不斷に検証しているか、例えば現預金を投資等に有効活用できているかの検証・説明責任の明確化」「有価証券報告書の定期株主総会前の開示」「取締役会事務局の機能強化」が挙げられています。

コード全体に関する「コードのスリム化／プリンシップ化」は、プリンシップベースを超えて具体的な規定ぶりとなっている項目も多い補充原則を中心には、①現行実務等に照らし、引き続き、重要性が認められ、かつ、コンプライ・オア・エクスプレインの規律に付する必要性が認められる補充原則は原則に格上げする②現行実務等に照らし、コンプライ・オア・エクスプレインの規律の対象とするよりも、他の原則等の補助的な位置づけとしつつ、より実質的な対応を促進することが適切と考えられる箇所については、原則の「考え方」を新設した上で記載する③その他、実務への浸透が進む等によりコードに記載する必要性が低下した箇所、コード策定以降にルール化され重複が生じている箇所等は削除する、という対応を行って整理するというものです。

東証が提出した資料<sup>4</sup>にあるように、コードを形式的にコンプライ（もしくは、実態はともかく、コンプライしていると回答）し、それゆえエクスプレインもしていないような企業が存在するという批判も存在します。上記の整理案は、プリンシップベースかつコンプライ・オア・エクスプレインというアプローチ手法を取るという、コーポレートガバナンス・コードの本来の趣旨に沿った理解・対応がより広がることを目指すものといえます。

個別項目としても、上記「現預金を投資等に有効活用できているかの検証・説明責任の明確化」「有価証券報告書の定期株主総会前の開示」といった項目がコーポレートガバナンス・コードに盛り込まれると、企業活動に（ネガティブな面も含めて）大きな影響を与える可能性が大きいところです。

現段階では、あくまで議論の方向性が示されたにとどまりますが、引き続き注視していきたいと思います。

(注)

- 1 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250630-1.html>
- 2 [https://www.fsa.go.jp/singi/revision\\_corporategovernance/siryo/20251021.html](https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20251021.html)
- 3 [https://www.fsa.go.jp/singi/revision\\_corporategovernance/siryo/20251021/04.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20251021/04.pdf)
- 4 [https://www.fsa.go.jp/singi/revision\\_corporategovernance/siryo/20251021/05.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20251021/05.pdf)

# 法務省、借地借家法の更新拒絶等要件に関する調査研究報告書(令和7年3月)の公表

借地借家法において建物賃貸人による更新拒絶及び解約申入れの要件とされている正当事由（同法28条）に関する近時の裁判例を調査・分析することを目的として、商事法務研究会に委託されていた調査について報告書が公表されています<sup>1</sup>。

本調査研究は、借地借家法28条が定める建物賃貸人による更新拒絶・解約申入れの要件である「正当の事由」について、令和元年から令和6年までの裁判例を収集・分析したものです。

報告書では、対象裁判例の半数を超えるものにおいて賃貸人側の事情として「建替えの必要性」についての判断が行われていることから、賃貸人側の「建替えの必要性」がどのように具体的に判断されているか、独立して項を置いて重点的に分析がされています。その後、「建替えの必要性」以外の事情のうち重要視されているものとして、賃貸人側のその他の事情と賃借人側の事情とに分けて分析を加えています。さらに、賃貸人から立退料の提供の申出があり、あるいは裁判所が立退料の支払を受けるのと引換に明渡しを認容する事例が非常に多く見られたことから、立退料の算定に関する従前の議論が近時も妥当するのかについて検討がなされています。

これらの分析を行ってから、最後に総合的な検討を行い、近時の正当事由制度がどのように運用されているか、そして、その運用が妥当なものといえるかを考察するという構成です。

「建替えの必要性」に関する分析では、過去の同種報告書の対象裁判例と比べ、建物の老朽化を理由として正当事由の具備が認められた事案が増加傾向にあることが指摘されています（建物の老朽化・建替えが社会問題化している情勢に鑑みても、傾向として首肯できるところです）。また、報告書は、建物の耐震性能が正当事由を判断する際の重要な考慮要素の一つになっていると分析しています。

他の要素についても分析を加えたあと、本報告書では、正当事由制度の運用を分析した結果として（一）近時の裁判例においては、賃貸人側の建物使用の必要性を判断するにあたって、当該建物に「建替えの必要性」があるかどうかが、重要な考慮要素になっている（二）賃貸人が敷地をより有効に活用する必要があること（有効活用の観点）や、明渡し後

にどのように使用するかについて具体的な計画を有していること（明渡し後の具体的な計画の有無）も、賃貸人側の事情として一定程度の影響を与えており（三）賃借人側の建物使用の必要性を根拠づける要素として、建物の使用期間や物件の代替可能性が考慮される（四）立退料という補完的要素では、当事者間の事情を総合的に考慮して、立退料の額によって当事者間の利益調整を図ることが行われていると整理をしています。

当事務所も、賃貸人側・賃借人側いずれの立場からも、正当事由が問題となる明渡案件のご相談を日頃よりいただいている。その中には、大規模商業ビルを含め、まさに老朽化・耐震性が問題となった事案もあります。本調査研究は、当事者・代理人専門家いずれにとっても、指針になる有用なものといえるでしょう。

(注)

1 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00380.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00380.html)

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。  
また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）  
メール：[newsletter@dojima.gr.jp](mailto:newsletter@dojima.gr.jp)  
WEB：[www.dojima.gr.jp](http://www.dojima.gr.jp)